

件名	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(平成14年12月6日公布、平成15年10月1日施行) 地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令(平成15年9月12日公布、同年10月1日施行)
<p><b>【改正の概要】</b> 地方公務員災害補償法の一部改正及び地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、非常勤の職員に係る制度を定めるこの条例においても、同様の措置を講じる。</p> <p>罰金額の引き上げ 地方公務員災害補償法の一部改正により、補償を受けようとする者その他の関係人の補償の実施又は審査のための報告、出頭等義務違反に対する罰金の額が引き上げられたことに伴い、条例においても同様の改正を行う。</p> <p>第24条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、<u>10万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p style="text-align: right;"><u>20万円</u></p>	
施行日	平成16年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b> 法及び条例の対象職員</p> <p>(1) 地方公務員災害補償法の対象職員(法第2条) 常勤職員(再任用短時間勤務職員等を含む。)</p> <p>(2) 条例の対象職員 地方公務員災害補償法の対象職員以外のもの...非常勤の職員(議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員等)</p>	